

○ 平成十九年総務省告示第六百五十一号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行																														
<p>一 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(一) 基地局の送信装置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>送信空中線の絶対利得</th> <th>送信装置の空中線電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一七デシベル以下(注1)</td> <td>二〇ワット以下</td> </tr> <tr> <td>一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)</td> <td>一〇ワット以下</td> </tr> <tr> <td>二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)</td> <td>五ワット以下</td> </tr> <tr> <td>二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)</td> <td>三・二ワット以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。</p> <p>2 (略)</p> <p>(二) 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>送信空中線の絶対利得</th> <th>送信装置の空中線電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二デシベル以下</td> <td>四〇〇ミリワット以下</td> </tr> <tr> <td>二デシベルを超え五デシベル以下(注1)</td> <td>四〇〇ミリワット以下(注1)</td> </tr> </tbody> </table>	送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力	一七デシベル以下(注1)	二〇ワット以下	一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下	二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下	二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下	送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力	二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下	二デシベルを超え五デシベル以下(注1)	四〇〇ミリワット以下(注1)	<p>一 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(一) 基地局の送信装置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>送信空中線の絶対利得</th> <th>送信装置の空中線電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一七デシベル以下(注1)</td> <td>二〇ワット以下</td> </tr> <tr> <td>一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)</td> <td>一〇ワット以下</td> </tr> <tr> <td>二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)</td> <td>五ワット以下</td> </tr> <tr> <td>二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)</td> <td>三・二ワット以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。</p> <p>2 (略)</p> <p>(二) 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>送信空中線の絶対利得</th> <th>送信装置の空中線電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二デシベル以下</td> <td>二〇〇ミリワット以下</td> </tr> </tbody> </table>	送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力	一七デシベル以下(注1)	二〇ワット以下	一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下	二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下	二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下	送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力	二デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力																														
一七デシベル以下(注1)	二〇ワット以下																														
一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下																														
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下																														
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下																														
送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力																														
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下																														
二デシベルを超え五デシベル以下(注1)	四〇〇ミリワット以下(注1)																														
送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力																														
一七デシベル以下(注1)	二〇ワット以下																														
一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下																														
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下																														
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下																														
送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力																														
二デシベル以下	二〇〇ミリワット以下																														

五デシベルを超え一〇デシベル以下(注2、注3)	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下(注3)	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注3)	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注3)	六三ミリワット以下

注1 等価等方輻射電力は二八デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

- 2| 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。
- 3| 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(2) (略)

(三) (略)

2 (略)

(一) (略)

(二) 陸上移動局の送信装置

- (1) チャネル間隔が五MHzのもの
搬送波の周波数から(ハ)五MHz離れた周波数を中心とする(ト)一・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、五デシベル以下
- (2) チャネル間隔が一〇MHzのもの
搬送波の周波数から(ハ)一〇MHz離れた周波数を中心とする(ト)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(三) (略)

二デシベルを超え一〇デシベル以下(注1、注2)	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下(注2)	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注2)	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注2)	六三ミリワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

- 2| 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(2) (略)

(三) (略)

2 (略)

(一) (略)

(二) 陸上移動局の送信装置

- (1) チャネル間隔が五MHzのもの
搬送波の周波数から(ハ)五MHz離れた周波数を中心とする(ト)一・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下
- (2) チャネル間隔が一〇MHzのもの
搬送波の周波数から(ハ)一〇MHz離れた周波数を中心とする(ト)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、〇デシベル以下

(三) (略)

3・4 (略)

5 (略)

(一) (略)
(二) 陸上移動局の送信装置

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、五〇五 MHz 以上二、五三〇 MHz 未満	一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)三七デシベル以下の値 (二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値 (三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値

3・4 (略)

5 (略)

(一) (略)
(二) 陸上移動局の送信装置

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、五〇五 MHz 以上二、五三〇 MHz 未満	一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が二デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)三七デシベル以下の値 (二) 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値 (三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値

<p>二、五三〇 MHz 以上、二、五三 五 MHz 未満</p>	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシ ベル以下の基地局を通信の相手方と する陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が五デ シベル以下の陸上移動局の送信装 置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が次式による値以下の値</p> $1.7 \times f^{-1} 4338 \text{ デシベル}$ <p>f は、送信装置に使用する電波 の周波数(単位 MHz)のうち上欄に 掲げる範囲のものとする。</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が五デ シベルを超え一〇デシベル以下の 陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(二)七〇デシベル以下 の値</p> <p>(三) 送信装置の絶対利得が一〇デ シベルを超える陸上移動局の送信 装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(二)六八デシベル以下 の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシ ベルを超える基地局を通信の相手方 とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における平 均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>
(略)	(略)

注 チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一
二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離
調周波数が二五 MHz 以上となる周波数帯に限る。

(三) (略)

<p>二、五三〇 MHz 以上、二、五三 五 MHz 未満</p>	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシ ベル以下の基地局を通信の相手方と する陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が二デ シベル以下の陸上移動局の送信装 置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が次式による値以下の値</p> $1.7 \times f^{-1} 4338 \text{ デシベル}$ <p>f は、送信装置に使用する電波 の周波数(単位 MHz)のうち上欄に 掲げる範囲のものとする。</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が二デ シベルを超え一〇デシベル以下の 陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(二)七〇デシベル以下 の値</p> <p>(三) 送信装置の絶対利得が一〇デ シベルを超える陸上移動局の送信 装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(二)六八デシベル以下 の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシ ベルを超える基地局を通信の相手方 とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における平 均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>
(略)	(略)

注 チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一
二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離
調周波数が二五 MHz 以上となる周波数帯に限る。

(三) (略)

6 (略)

7 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源は、交流電源であること。

8 ～ 10 (略)

二 (略)

三 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 (略)

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下(注1)	一〇ワット以下(チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下)
一七デシベルを超え一〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下
一〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシ

6 (略)

7 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源は、交流電源であること。

8 ～ 10 (略)

二 (略)

三 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 (略)

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一二デシベル以下(注1)	一〇ワット以下
一二デシベルを超え一〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下
一〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一二デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が一二デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一二デシ

ル以下の場合

表 (略)

- (2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が -17 デシベルを超える場合

表 (略)

2 (三) (略)

(一) 基地局の送信装置

- (1) チャンネル間隔が 2.5 MHzのもの
搬送波の周波数から $(\pm)2.5$ MHz離れた周波数を中心とする $(\pm)1.25$ MHzの帯域内に輻射される平均電力が、 -3 デシベル以下

- (2) チャンネル間隔が 5 MHzのもの
搬送波の周波数から $(\pm)5$ MHz離れた周波数を中心とする $(\pm)2.5$ MHzの帯域内に輻射される平均電力が、 -3 デシベル以下

- (3) チャンネル間隔が 10 MHzのもの
搬送波の周波数から $(\pm)10$ MHz離れた周波数を中心とする $(\pm)5$ MHzの帯域内に輻射される平均電力が、 -3 デシベル以下

- (4) チャンネル間隔が 20 MHzのもの
搬送波の周波数から $(\pm)20$ MHz離れた周波数を中心とする $(\pm)10$ MHzの帯域内に輻射される平均電力が、 -6 デシベル以下

(二) 陸上移動局の送信装置

- (1) チャンネル間隔が 2.5 MHzのもの
搬送波の周波数から $(\pm)2.5$ MHz離れた周波数を中心とする $(\pm)1.25$ MHzの帯域内に輻射される平均電力が、 -2 デシベル以下

- (2) チャンネル間隔が 5 MHzのもの
搬送波の周波数から $(\pm)5$ MHz離れた周波数を中心とする $(\pm)2.5$ MHzの帯域内に輻射される平均電力が、 -2 デシベル以下

ル以下の場合

表 (略)

- (2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が -22 デシベルを超える場合

表 (略)

2 (三) (略)

(一) チャンネル間隔が 2.5 MHzのもの

搬送波の周波数から $(\pm)2.5$ MHz離れた周波数を中心とする $(\pm)1.25$ MHzの帯域内に輻射される平均電力が、任意の 1 MHzの帯域幅において (-20) デシベル以下

(二) チャンネル間隔が 5 MHzのもの

搬送波の周波数から $(\pm)5$ MHz離れた周波数を中心とする $(\pm)2.5$ MHzの帯域内に輻射される平均電力が、任意の 1 MHzの帯域幅において (-20) デシベル以下

(三) チャンネル間隔が 10 MHzのもの

搬送波の周波数から $(\pm)10$ MHz離れた周波数を中心とする $(\pm)4.8$ MHzの帯域内に輻射される平均電力が、任意の 1 MHzの帯域幅において (-20) デシベル以下

(3) チャンネル間隔が10 MHzのもの
搬送波の周波数から(±)10 MHz離れた周波数を中心とする
(±)5 MHzの帯域内に輻射される平均電力が、-27dB以下

(4) チャンネル間隔が20 MHzのもの
搬送波の周波数から(±)20 MHz離れた周波数を中心とする
(±)10 MHzの帯域内に輻射される平均電力が、-37dB以下

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

3 (略)

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値(f)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
2.5 MHz	3.75 MHz 以上 6.25 MHz 未満	(-)55.25dB以下
5 MHz	7.5 MHz 以上 11.5 MHz 未満	(-)57.7dB以下
10 MHz	15 MHz 以上 25 MHz 未満	(-)62.7dB以下
20 MHz	30 MHz 以上 50 MHz 未満	(-)62.7dB以下

注 fの単位はMHzとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値(f)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
2.5 MHz	3.75 MHz 以上 6.25 MHz	(-)20dB以下

3 (略)

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値(f)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
2.5 MHz	3.75 MHz 以上 6.25 MHz 未満	(-)20dB以下
5 MHz	7.5 MHz 以上 11.5 MHz 未満	(-)30dB以下
10 MHz	15 MHz 以上 25 MHz 未満	(-)30dB以下

注 fの単位はMHzとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値(f)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
2.5 MHz	3.75 MHz 以上 6.25 MHz	(-)20dB以下

	未満	
五 MHz	七・五 MHz 以上二二・五 MHz 未満	(一)一〇デシベル以下
一〇 MHz	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	(一)二五デシベル以下
	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	(一)三〇デシベル以下
二〇 MHz	三〇 MHz 以上三五 MHz 未満	(一)二五デシベル以下
	三五 MHz 以上五〇 MHz 未満	(一)三〇デシベル以下

注 f の単位は MHz とする。

(三) (略)
4 (略)

(一) 二、五四五 MHz を超え二、五七五 MHz 以下又は二、五九五 MHz を超え二、六二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合

基地局	陸上移動局(中継を行うものを除く。)
$M \times 625$ マイクロ秒以下	$N \times 625$ マイクロ秒以下

注 M 及び N は自然数とし、M と N の合計が 4、8 又は 16 であること。

(二) (略)
5 (略)

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、五〇五 MHz 以上二、五三五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル以下の値
二、五三五 MHz 以上二、六三	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力

	MHz 未満	
五 MHz	七・五 MHz 以上二二・五 MHz 未満	次式による値以下 $-12.5 \cdot f$ デシベル
一〇 MHz	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	次式による値以下 $-10 \cdot f$ デシベル
	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	(一)三〇デシベル以下

注 f の単位は MHz とする。

(三) (略)
4 (略)

(一) 二、五四五 MHz を超え二、五七五 MHz 以下又は二、五九五 MHz を超え二、六二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合

基地局	陸上移動局(中継を行うものを除く。)
一・五ミリ秒以下	一・五ミリ秒以下

(二) (略)
5 (略)

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、五〇五 MHz 以上二、五三五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)四〇デシベル以下の値
二、五三五 MHz 以上二、六三	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力

○ MHz 未満(注)	が(一)二二デシベル以下の値
(略)	(略)

注 チヤネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チヤネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二二・五 MHz 以上、チヤネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上、チヤネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が五〇 MHz 以上となる周波数帯に限る。

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二・五〇五 MHz 以上二・五三〇 MHz 未満	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)六八デシベル以下</p>

○ MHz 未満(注)	が(一)三〇デシベル以下の値
(略)	(略)

注 チヤネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チヤネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二二・五 MHz 以上、チヤネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上となる周波数帯に限る。

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二・五〇五 MHz 以上二・五三〇 MHz 未満	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)六八デシベル以下</p>

<p>二、五三〇 MHz 以上二、五三五 MHz 未満</p>	<p>一 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 二五デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 六八デシベル以下の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 六一デシベル以下の値</p>
<p>の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 六一デシベル以下の値</p>	<p>の値</p> <p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 六一デシベル以下の値</p>

<p>二、五三〇 MHz 以上二、五三五 MHz 未満</p>	<p>一 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $-30 + (F - 2530) \text{ dB}$ <p>f は、送信装置に使用する電波の周波数(単位 MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 六八デシベル以下の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 六一デシベル以下の値</p>
<p>の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 六一デシベル以下の値</p>	<p>の値</p> <p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 六一デシベル以下の値</p>

(略)

(略)

注 チャンネル間隔が二・五MHzの無線設備にあつては離調周波数が六・二五MHz以上、チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限る。

(三) (略)

6 (略)

(一) 基地局の送信装置

(1) (略)

(4) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)四〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇dBレベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) (略)

7 (略)

8 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによつて、自動的に選択されること。

9・10 (略)

四 (略)

(略)

(略)

注 チャンネル間隔が二・五MHzの無線設備にあつては離調周波数が六・二五MHz以上、チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上となる周波数帯に限る。

(三) (略)

6 (略)

(一) 基地局の送信装置

(1) (略)

(二) (略)

7 (略)

8 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによつて、自動的に選択されること。

9・10 (略)

四 (略)